

役員等報酬に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大立福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、業務に従事する役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等、諸経費及び慶弔金について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において役員とは、法人の理事及び監事をいう。

- 2 役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者を常務理事という。
- 3 非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- 4 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- 5 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職金、慰労金及び慶弔金であって、
- 6 諸経費とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費等）であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。

第2章 報 酬 等

(報酬等の支給)

第 3 条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。賞与は支給しない。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 当法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

- 2 当法人の業務執行理事の報酬は、役員等報酬表に定める基準額より決定する。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、理事会・評議員会出席の都度1人一律10,000円を支給する。
- 4 監事が理事会、評議員会に出席した日以外の日において、法人及び施設の指導監査への立ち合い及び運営状況の指導または監査の業務を行った場合は、その都度1人一律10,000円を支給する。
- 5 評議員の報酬は、評議員会出席の都度1人一律10,000円を支給する。
- 6 評議員選任・解任委員の報酬は、評議員選任・解任委員会出席の都度1人一律10,000円を支給する。
- 7 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員を決議の省略として実施し

た場合に文書決済を行った場合 1回の文書決済あたり 5,000円を支給する。

(報酬の支払方法)

第5条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第4条第2項の役員については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月10日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第4条第3項から第6項の役員等については、その都度現金にて支払う。

(交通費)

第6条 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 第4条第2項の役員については、交通費届によって申し込まれた金額に出勤日に乗じた金額を毎月10日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収書等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

(2) 第4条第3項から第6項の役員等については、領収書等の支払いの証明ができるものをもって、その都度現金にて支払いを行う。

2 役員等において、施設の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第7条 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第8条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃(急行料金、特急料金、指定席料金などを含む)に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕・朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり3,000円を支給する。

- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
- 6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第 9 条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第 10 条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

- 2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第 4 章 退任慰労金

(金額の算定)

第 11 条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員

在任期間 1 年につき 5, 0 0 0 円

- 2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1 年に満たない端数月は 6 か月以上のときは切り上げ、6 か月未満のときは切り捨てるものとする。
- 3 兼務の場合はどちらか一つの退任慰労金（通常は在任期間の長い方）を支給する。

(支給の方法)

第 12 条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控 除)

第 13 条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第 5 章 慶 弔

(受章祝金)

第14条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、沖縄県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第15条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第16条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第17条 役員等が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第18条 役員等の親族等が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第6章 雑 則

(改 正)

第19条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

1. この規程は平成28年12月17日制定、平成29年1月1日より施行する。
これに伴い、費用弁償規程は廃止する。
2. この規程は、評議員選任・解任委員会の創設に伴い一部を改正し、平成29年4月1日より施行する。
3. この規程は、法人監査の指導に伴い一部を改正し、平成30年10月1日より施行する。
4. この規程は、第4条（報酬等の額の決定）の一部を改正し、令和2年10月7日より施行する。
5. この規定は、第4条（報酬等の額の決定）の一部を改正し、令和4年5月1日より施行する。

役員等報酬表

号 俸	支給基準額	業務執行状況
1号俸	月額 50,000円	週1日（8時間程度）法人業務執行
2号俸	月額 100,000円	
3号俸	月額 150,000円	週2～3日（16～24時間程度）法人業務執行
4号俸	月額 200,000円	
5号俸	月額 250,000円	週4日以上（32時間以上）法人業務執行
6号俸	月額 300,000円	
7号俸	月額 350,000円	
8号俸	月額 400,000円	
9号俸	月額 450,000円	
10号俸	月額 500,000円	

※週の法人業務執行日数、執行時間数及び業務内容により号給を決定する

別表1 祝金及び見舞金

区 分	支給基準額	備 考
受章祝金	ア. 沖縄県知事、厚生労働大臣 表彰受章のとき 20,000 円 イ. 国の褒章制度による 褒章受章のとき 30,000 円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000 円以上 30,000 円以内	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000 円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000 円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000 円以上 50,000 円以内	

別表2 弔慰金

対象者	支給基準額	備 考
理事長	50,000 円	弔電・生花
副理事長	30,000 円	
その他の役員等	10,000 円	

別表3 香華料

対象者	支給基準額	備 考
配偶者	10,000 円	弔電・生花
父母	5,000 円	
配偶者の父母、義父母	5,000 円	
子	10,000 円	
祖父母	5,000 円	弔電
兄弟	5,000 円	